

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年4月15日
【発行者名】	ハンサード・インターナショナル・リミテッド (Hansard International Limited)
【代表者の役職氏名】	マネージング・ディレクター トーマス・モーフェット (Thomas Morfett, Managing Director)
【主たる事務所の所在の場所】	マン島、ダグラス、アソルストリート55、IM99 1QL (55 Athol Street, Douglas, Isle of Man IM99 1QL)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 三 浦 健 同 田 井 中 克 之 同 白 川 剛 士
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所外国法共同事業
【事務連絡者氏名】	弁護士 三 浦 健 同 田 井 中 克 之 同 白 川 剛 士
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所外国法共同事業
【電話番号】	03-6212-8316
【届出の対象とした募集（売出） 外国有価証券投資事業権利等に係 る組合等の名称】	グローバル・アクセス（Global Access）
【届出の対象とした募集（売出） 外国有価証券投資事業権利等の金 額】	5,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出しましたので、2024年6月28日に提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を下表のとおり、新たな情報により更新および追加するため、また、その他一部情報を更新するため、本訂正届出書を提出するものであります。

なお、本訂正届出書の記載事項のうち外貨数字の円換算については、直近の為替レートを用いておりますので、訂正前の換算レートとは異なっております。

2【訂正の内容】

（1）半期報告書に係る訂正

半期報告書を提出したことによる原届出書の訂正内容は、下記のとおりです。

原届出書の下記事項については、半期報告書の記載内容と同一内容に更新または追加されます。

原届出書		半期報告書		訂正の方法
第二部 発行者情報 第1 外国組合等の状況 1 外国組合等の概況	（1）主要な経営指標等の推移	1 外国組合等の概況	（1）主要な経営指標等の推移	更新
	（6）外国組合等の出資総額		（2）外国組合等の出資総額	更新
	（9）その他		（3）その他	更新
5 運用状況	（1）投資状況	2 外国組合等の運用状況	（1）投資状況	更新
	（2）運用実績		（2）運用実績	更新
	（3）販売及び払戻しの実績		（3）販売及び買戻しの実績	更新
第2 関係法人の状況 1 資産運用会社の概況	（1）名称、資本金の額及び事業の内容 資本金の額	3 資産運用会社の概況	（1）名称及び資本金の額 資本金の額	更新
	（3）大株主の状況		（2）大株主の状況	更新
	（4）役員の状況		（3）役員の状況	更新
	（5）事業の内容及び営業の概況		（4）事業の内容及び営業の概況	更新
第3 外国組合等の経理状況		4 外国組合等の経理状況		更新

* 半期報告書の記載内容は、以下のとおりです。

[次へ](#)

1 外国組合等の概況

(1) 主要な経営指標等の推移

回次	第1期中
会計期間	自 2024年7月16日 至 2025年1月31日
投資損益（千円）	0
経常利益又は経常損失（ ）（千円）	0
中間（当期）純利益 又は中間（当期）純 損失（ ）（千円）	0
出資持分総額 （千円）	4
契約の総数（件）	1
純資産額（千円）	5
総資産額（千円）	5
1契約当たり純資産 額（円）	5,571
1契約当たり中間 （当期）純利益額又 は1契約当たり中間 （当期）純損失額 （ ）（円）	582
分配総額（円）	0
1契約当たり分配金 額（円）	0
自己資本比率（％）	100.0
自己資本利益率 （％）	10.4

(注1) グローバル・アクセスは、2024年7月16日から契約締結を開始しました。なお、グローバル・アクセス契約（以下「本契約」又は「グローバル・アクセス」といいます。）とは、契約当事者であるハンサード・インターナショナル・リミテッド（以下「当社」といいます。）と個人の契約申込者（以下「契約加入者」といいます。）との間で締結する契約上の権利、義務及び便益（以下「持分」といいます。）の総体をいいます。本書において別段の定めのない限り、本書において使用される用語は、当社の標準約款において定めるものと同一の意味及び定義を有するものとし

す。

(注2) 当社が各契約加入者から受領する出資金は、グローバル・アクセス用に当社が提供している投資オプションに全て充当されます。投資オプションは、それ自体が独立した運用ファンドではなく、各契約加入者が指定した「ハンサード・ユニットファンド」及び「ハンサード・デポジットファンド」への出資金の配分に従って契約加入者ごとの持分を管理するために当社が設定した会計上の仕組みです。このような仕組みのため、各契約加入者の1契約当たり純資産額は異なります。そのため、本書においては、単純に各時点におけるグローバル・アクセスの全体の純資産総額を各当該時点における本契約の総数で除した額を整数単位まで四捨五入し、「1契約当たり純資産額」として記載しています。したがって、「1契約当たり純資産額」は、各契約加入者における運用の実績を反映するものではありませんので、ご注意ください。以下同じです。

(注3) 「ハンサード・ユニットファンド」（以下「ユニットファンド」といいます。）は、本契約において選択対象として複数設定されますが、それらの設定されたユニットファンドはそれぞれが一つの外部投資ファンドに名目的に紐づけられており、その外部投資ファンドのユニット価格（以下に定義します。）及び運用実績と連動しています。契約加入者は、投資しているユニットファンドの持分の合計に相当する契約給付金（以下に定義します。）の受領権のみを有します。このため当社は、外部投資ファンドの契約加入者ごとの持分については把握しません。

(注4) 「ハンサード・デポジットファンド」（以下「デポジットファンド」といいます。）は、異なる通貨建てで複数設定されますが、契約加入者に短期かつ流動性の高い現金への投資機会を提供するためのもので、それぞれが各デポジットファンドと同じ通貨建てで当社に設定されるデポジット口座と名目的に紐づけられており、その通貨での金利を参考に当社が決定する金利が付与されます。

- (注5) 「ユニット価格」とは、投資オプション（ユニットファンド又はデポジットファンド）のユニット（持分単位）当たりの現在価格をいいます。以下同じです。
- (注6) 「契約給付金」とは、一部引出や解約請求を当社が受け付けた場合に、本契約又は一部引出に係る投資オプションの残高（以下に定義します。）に基づき契約加入者に契約通貨（以下に定義します。）にて支払われる金額をいいます。以下同じです。
- (注7) 「契約通貨」とは、契約証書に記載された通貨をいいます。以下同じです。
- (注8) 「投資オプションの残高」とは、投資オプションの持分評価額の契約通貨での評価額をいいます。以下同じです。
- (注9) 本書中の数値は、別途注記する場合を除き、金額については表示単位未満を切り捨てて記載し、比率については表示単位未満を四捨五入して記載しています。このため、各項目別の金額又は比率を合算した値が合計の金額又は比率と一致しない場合があります。また、円貨換算後の数値は、対応する他通貨建ての数値を所定の為替レートを用いて円貨建てに換算した上、表示単位未満を切り捨てて記載しています。

（２）外国組合等の出資総額

外国組合等の出資総額等

2025年1月31日現在、グローバル・アクセスの出資持分総額及び契約総数（以下「既存契約」といいます。）は、以下のとおりです。

グローバル・アクセスの出資持分総額（千円）	4
グローバル・アクセスの契約総数（件）	1

2025年1月31日現在、既存契約の規定に基づき契約加入者の勘定に分配されている出資持分総額は、4千円です。ただし、契約加入者の勘定に分配される総額は、複数の要因により日々異なります。これには、(i)各契約に基づく出資金の受領、(ii)満期時の支払い、(iii)一部引出又は解約の申込受領後の支払い、(iv)本契約上のスイッチングによる価額の変更、又は、(v)本契約に基づく手数料等の適用などが含まれます。

最近5年間における出資持分総額及び契約総数の増減

事業年度	グローバル・アクセスの出資持分総額（千円）		グローバル・アクセスの契約総数（件）	
	増減額	残高	増減数	残高
2025年1月中間期	4	4	1	1

(注) グローバル・アクセスは、2024年7月16日から契約締結を開始しました。

（３）その他

契約又は規約の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項

当社と契約加入者との本契約は、同一の標準約款により締結されます。本契約の標準約款は、ハンサード・グローバル・ピーエルシー（以下「HGP」といいます。）の法務部門及びハンサード・アドミニストレーション・サービスズ・リミテッド（以下「HASL」といいます。）のアクチュアリー部が承認し、標準約款の承認権を当社取締役会により授権された者（通常はCEO又はCFO）が署名した書面により承認した場合にのみ変更することができます。

本契約の標準約款は、当社の本契約上の義務を履行する能力に重大な影響を与える法令上、規制上、商業上その他の事情がある場合や、明確性の向上又は誤記や不足の修正の目的で、本契約の締結後に変更する必要があることがあります。かかる変更は、契約加入者のハンサード・オンラインアカウントを通じて事前に通知されます。

訴訟事件その他本商品に重要な影響を及ぼすことが予想される事実

該当事項はありません。

２ 外国組合等の運用状況

（１）投資状況

2025年1月31日現在、当社と各契約加入者との間の有効な契約数は、合計1件です。当該契約の規定に基づき契約加入者の勘定に分配されている純資産総額は、5千円です。

本契約に基づく出資金は、当社が設定し提供するグローバル・アクセス用の一つ又は複数の投資オプションに分配されます。ただし、日本の契約加入者が投資できる投資オプションは、このうち、販売会社が日本の契約加入者のために選択したものに限られます。

当社は、投資オプションと投資配分割合を指定して出資金を払い込むことにより、契約加入者が当社を介して間接的に保有する持分を管理するため、複数の投資オプションを設定しています。投資オプションの設定は、当社の投資委員会と当社の投資コンサルタントの助言に基づいて行われます。これらの投資オプションは、契約加入者が選択し、出資金が充当される単一又は複数のユニットファンド又はデポジットファンド、あるいはこれらの組合せです。

グローバル・アクセスの投資資産の種類

（2025年1月31日現在）

投資資産の種類	国・地域の別	時価合計 （千円）	投資比率 （％）
その他	全世界	5	100.0
小計		5	100.0
現金・その他の資産（負債控除後）		-	-
合計（純資産総額）		5	100.0

（注） グローバル・アクセスは、投資オプションに対して投資しています。

負債及び純資産

（2025年1月31日現在）

	金額 (千円)	対総資産比率 (%)
負債総額	-	-
純資産総額	5	100.0

（２）運用実績

投資オプションの運用実績は、それぞれ外部資産の運用実績（ユニットファンドは外部投資ファンドの値動き、デポジットファンドは名目的に連動している通貨ごとのデポジット口座に当社が適用する金利）をトラッキングします。このため、外部投資ファンドの価格の変動や預金金利の変動により、投資オプションのユニット価格が変動します。

純資産等の推移

2024年7月から2025年1月までの期間における各月末における当社と契約加入者との間の契約に基づき契約加入者に配分された金額の合計は、以下のとおりです。

期間	資産総額 (千円)	純資産総額 (千円)	1契約当たり 純資産額 (円)
2024年7月末	-	-	-
2024年8月末	4	4	4,993
2024年9月末	4	4	4,992
2024年10月末	4	4	4,991
2024年11月末	4	4	4,990
2024年12月末	4	4	4,991
2025年1月末	5	5	5,571

分配の推移

本契約は、値上がり益の獲得を目的とするため、本契約では定期的な分配を行わず、解約又は一部引出においてのみ、契約加入者は利益の支払いを受けます。

自己資本利益率（収益率）の推移

投資オプションの運用実績は、それぞれ外部資産の運用実績（ユニットファンドは外部投資ファンドの値動き、デポジットファンドは名目的に連動している通貨ごとのデポジット口座に当社が適用する金利）をトラッキングします。このため、外部投資ファンドの価格の変動や預金金利の変動により、投資オプションのユニット価格が変動します。このため、本契約により実現される収益は、契約加入者が選択した投資オプションにより左右されます。以下は収益率の平均を示すものとなります。

会計年度	収益率の平均（％）
第1会計年度中 （2024年7月16日～2025年1月31日）	該当事項はありません。（注）

（注） 各契約加入者の出資金は、契約加入者ごとの本契約の出資額及び投資オプションの選択により異なるため、持分に関する一律の発行価格はありません。このように、第1会計年度中の1契約当たりの純資産価格の平均と比較するに適した当初募集価格が存在しないため、開示していません。

なお、「収益率の平均」は、実際に持分を取得した各契約加入者における運用の実績を反映するものではありませんので、ご注意ください。詳細については、前記「1 外国組合等の概況（1）主要な経営指標等の推移（注2）」をご参照ください。

（3）販売及び買戻しの実績

契約締結開始日（2024年7月16日）から2025年1月31日までの期間における本契約の締結及び解約・一部引出の実績、並びに2025年1月31日現在の本契約の本数は、以下のとおりです。

会計年度	契約締結数	解約契約数	一部引出金額	存続契約数
第1会計年度中 （2024年7月16日～ 2025年1月31日）	1	0	0	1

3 資産運用会社の概況

（1）名称及び資本金の額

名称

ハンサード・インターナショナル・リミテッド

資本金の額

2025年1月31日現在、2,605,000英ポンド（約5.01億円）（注）

（注） 英ポンドの円貨換算は、別段の記載のない限り、2025年1月31日現在の直物為替レート（ブルームバーグ提供）1英ポンド＝192.36円によります。

（2）大株主の状況

2025年1月31日現在

名称	住所	持株比率 （％）	株式数
ハンサード・グローバル・ピーエルシー	マン島、ダグラス、アソルストリート55、IM99 1QL	100	2,605,000株

(3) 役員の状況

2025年1月31日現在における当社の役員は、以下のとおりです。

氏名	トーマス・モーフェット (Thomas Morfett)		
役職名	マネージング・ディレクター		
経歴概要			
2004年から2007年までデロイト (Deloitte) にて監査業務に従事し、英国公認会計士資格を取得後、2007年から2010年まで保険会社であるチューリッヒ (Zurich) 及びロイヤルロンドン360 (Royal London 360) にてアクチュアリアル・アシスタントを務めた。その後、2010年から2015年までは再びチューリッヒ (Zurich) に在籍し、アクチュアリアル・アシスタント、会計業務グループ統括や監査業務を担当するマネジメント・リポーティング・アクチュアリー、プロジェクトのサポートを管理するプロジェクト・アクチュアリーを務めた。2015年にカナダ・ライフ (Canada Life) に移籍し、プライシング・アクチュアリーとして価格設定や新商品開発、プロダクトプライシングレポートの作成等を担当し、2017年からはアポインティッド・アクチュアリーとして数理管理、規制当局対応、取締役会等への出席を含む財務部門管理を担当した。2019年にアットモースト・キルター・オールドミューチュアル (Utmost/Quilter/Old Mutual) グループに移籍し、ファイナンシャル・コントローラー兼アクチュアリアル部門責任者としてマン島グループ会社の全ての財務報告を担当し、必要に応じチーフ・ファイナンシャル・オフィサーの代役を務める等の責務を担った。2023年4月に、HGPのエグゼクティブ・ディレクター及びチーフ・ファイナンシャル・オフィサー、及び当社のエグゼクティブ・ディレクター及びチーフ・ファイナンシャル・オフィサーに就任し、2024年8月に両社のマネージング・ディレクターに就任した。			
所有株式数	0	在職期間	2024年8月2日より現職

氏名	オリバー・アンソニー・バーン（Oliver Anthony Byrne）		
役職名	エグゼクティブ・ディレクター及びチーフ・ファイナンシャル・オフィサー		
経歴概要			
1993年に英国ガーディアン生命（Guardian Life）に入社し、アクチュアリーとしての経験を積んだ後、1997年にHGPに入社した。現在に至るまで、ハンサードグループ内において、IT部門、数理部門、運用部門を経験した。2010年以降は、ハンサードグループのHASLの管理部門ディレクターとして、管理部門、投資部門及び顧客サービス部門の運営を担当するとともに、各種社内委員会のメンバーも務めた。2012年には、HASLのマネージング・ディレクターを務めるとともに、HGLのチーフ・オペレーティング・オフィサーにも就任し、ハンサードグループ執行委員会のメンバーやその他委員会の役職を担った。2017年には、チーフ・ストラテジー・オフィサーに就任し、2021年にはハンサード・ワールドワイド・リミテッド（Hansard Worldwide Limited）（以下「HWL」という。）のエグゼクティブ・ディレクターに就任した。また、HGPのコマーシャル・ディレクターも兼任し、HGP、当社、HWLの取締役会に出席している。			
2024年10月には、HGP及び当社のエグゼクティブ・ディレクター及びチーフ・ファイナンシャル・オフィサーに就任し、HWLのエグゼクティブ・ディレクター及び各種委員会のメンバーも継続して務めている。			
なお、2001年以降、英国アクチュアリー会及び英国アクチュアリー会のフェローの会員である。			
所有株式数	0	在職期間	2024年10月24日より現職

氏名	アンジェラ・マックレイス（Angela McCraith）		
役職名	エグゼクティブ・ディレクター及びリスク・コンプライアンス担当責任者		
経歴概要			
1993年に英国政府市民サービス局ソリシター・オフィスにて民事再生を担当するアドミニストレイティブ・オフィサーとしてキャリアを開始した。その後、1994年11月にリバプール市議会における法務部門のリーガル・オフィサーを務め、また、1995年から2001年まではエセックス郡地方議会のソーシャル・サービス部門でファイナンス・オフィサー兼クレーム担当マネジャーを務めた。2001年に、イギリスの大手銀行の子会社でありオフショア銀行であるアビー・ナショナル・インターナショナル（Abbey National International）に移籍し、2006年までリスク・コンプライアンス・スペシャリストとして勤務した。2006年1月にハンサードグループ（Hansard Group）に入社し、HGPにおいて内部監査部門責任者を経て、2016年4月よりグループのリスク・コンプライアンス部門の部門長を務めている。加えて、2016年4月から2023年6月まで当社の監査役を務め、2023年6月に当社のエグゼクティブ・ディレクター及びリスク・コンプライアンス担当責任者に就任した。			
所有株式数	0	在職期間	2023年6月21日より現職

氏名	マーク・アンドレ・ロリン・ポロンスキー（Marc Andre Lor in Polonsky）		
役職名	ノン・エグゼクティブ・ディレクター		
経歴概要			
人文、文化遺産、芸術・文化における高等教育に焦点を当てた英国の公認慈善団体「ポロンスキー財団（Polonsky Foundation）」の受託者。ホワイト&ケース・エルエルピー（White & Case LLP）（ロンドン及びモスクワ）の元パートナー弁護士。2018年9月26日からHGPの取締役、2015年9月23日に当社のノン・エグゼクティブ・ディレクターに就任。			
所有株式数	0	在職期間	2015年9月23日より現職

氏名	フィリップ・ブルース・ケイ（Philip Bruce Kay）		
役職名	ノン・エグゼクティブ・ディレクター		
経歴概要			
投資銀行及び投資運用に関する長いキャリアを有する。 アカマツ・ボンサイ・ファンド（Akamatsu Bonsai Fund）、CQSアジアン・マクロ・ファンド（CQS Asian Macro Fund）及びCQSアジアン・マクロ・マスター・ファンド（CQS Asian Macro Master Fund）の三つの投資ファンドの非常勤取締役である。また、オックスフォード大学ウォルフソン・カレッジのフェローである。 それ以前は、クレディ・スイス・ファースト・ボストン（Credit Suisse First Boston）のマネージング・ディレクター兼シニア・アドバイザーを務め、日本株式部門を統括、また、シュローダー・セキュリティーズ・リミテッド（Schroder Securities Limited）及びスミス・ニュー・コート・ピーエルシー（Smith New Court Plc）のディレクターを務める。 2020年3月3日付でHGPの独立ノン・エグゼクティブ・ディレクターに就任後、2020年5月1日付で当社の独立ノン・エグゼクティブ・ディレクターに就任。			
所有株式数	0	在職期間	2020年5月1日より現職

氏名	デイビッド・ジュアン・ジョージ・ピーチ（David Juan George Peach）		
役職名	ノン・エグゼクティブ・ディレクター		
経歴概要			
1994年から1997年まで在籍したケーピーエムジー・インターナショナル（KPMG International）グループにて監査シニアスタッフとしてキャリアを開始し、国際的な投資銀行であるユービーエス・ウォーバーグ（UBS Warburg）（ロンドン）にて株式デリバティブ取引に関するプロダクト・コントローラーを務めた後、2000年に英国の航空会社ブリティッシュ・エアウェイズ・シティエクスプレス・リミテッド（British Airways CitiExpress Limited）に移籍し、ファイナンス・マネジャーを務めた。2002年に金融サービスをグローバルに展開するチューリッヒ（Zurich）グループに移籍して以降、チューリッヒ・バンク・インターナショナル・リミテッド（Zurich Bank International Limited）（マン島）でファイナンス・ディレクター、チューリッヒ・ファイナンシャル・サービスズ・ヨーロッパ・バンキング（Zurich Financial Services European Banking）グループのチーフ・ファイナンシャル・オフィサーの要職に就き、英国、アイルランド、マン島、ジャージーにある各銀行のディレクターも兼任した。2009年から約1年間、チューリッヒ・バンク・インターナショナル・リミテッド（Zurich Bank International Limited）のチーフ・エグゼクティブ・オフィサーを務め、2010年から2013年までの間、チューリッヒ（Zurich）グループ内及び関連会社においてファイナンス・コントローラー、エグゼクティブ・ディレクター、ノン・エグゼクティブ・チェアマン、ノン・エグゼクティブ・ディレクターといった種々の役職を歴任し、2013年から2020年4月までチューリッヒ・インターナショナル（Zurich International）にてチーフ・ファイナンシャル・オフィサーの要職を務めた。2020年12月31日に、HGPに独立ノン・エグゼクティブ・ディレクターとして入社し、2021年1月1日付で当社の独立ノン・エグゼクティブ・ディレクターに就任。			
所有株式数	0	在職期間	2021年1月1日より現職

氏名	エリザベス・ノエル・ハーワース（Elizabeth Noel Harwerth）		
役職名	ノン・エグゼクティブ・ディレクター		
経歴概要			
1978年から、複数の金融機関、政府機関等において税務部門、経営管理部門での経験を積み、2012年からロンドン金属取引所の監査委員兼執行委員（2012年から2018年）、英国競馬協会のボードメンバー（2014年から2019年）、英国輸出信用保証庁の会長（2017年から2024年）などを歴任した。また、その間、ハリー・ウィンストン・ダイヤモンド（Harry Winston Diamond）、ジー・イー・キャピタル・バンク（GE Capital Bank）、シリウス・ミネラル（Sirius Minerals PLC）等、多数の企業の会長職、社外取締役、監査委員なども兼任した。2024年9月に、HGP及び当社のノン・エグゼクティブ・ディレクターに就任した。			
所有株式数	0	在職期間	2024年9月23日より現職

氏名	リンジー・ハリソン (Lynzi Harrison)		
役職名	ノン・エグゼクティブ・ディレクター		
経歴概要			
1996年から2000年まで在籍した香港上海銀行（HSBC）にて証券アナリストとしてキャリアを開始し、スウェーデンを本拠地とする金融サービス会社スカンディア・グループ・ファイナンス（Skandia Group Finance：2006年にオールドミューチャル（Old Mutual）グループに統合）にてマネジャー職を務めた。2010年にはオールドミューチャル・グループ会社の財務部門責任者を務め、その後、2012年からは、業務管理部門・顧客サービス部門のディレクター職等を歴任した。			
2019年に英国のリバプール・ヴィクトリア保険（Liverpool Victoria Insurance Company Limited）に移籍し、2021年まで、顧客サービス、ヘリテージ管理のディレクター、ボード・メンバー、執行委員等も兼任した。			
2021年から約1年間、英国の投資運用会社のノヴィア・ファイナンシャルUK（Novia Financial UK）のボード・メンバー、チーフ・オペレーティング・オフィサーに就いた後、2022年には英国のウェルスマネジメント会社であるウェルスタイム社（Wealthtime Limited）においてマネージング・ディレクターを務めた。			
また、2022年以降現在まで、保険会社、再保険会社、ウェルスマネジメント会社、モーゲージ・ローン会社等のノン・エグゼクティブ・ディレクターを務める傍ら、自ら経営コンサルタント会社を経営している。			
2024年12月に、HGPにノン・エグゼクティブ・ディレクターとして入社し、同月に当社のノン・エグゼクティブ・ディレクターに就任した。			
所有株式数	0	在職期間	2024年12月11日より現職

（４）事業の内容及び営業の概況

当社は、世界でも有数のオフショア金融センターであり英国諸島の一部であるマン島で設立され、同地に本拠をおいています。

当社は1986年よりマン島金融サービス機構の規制下にあり（認可番号72）、クアラルンプールに2008年よりラブアン金融サービス機構の規制下にあるクアラルンプール支店を、東京に2019年より金融庁の規制下にある日本支店（関東財務局長（金商）第3143号）を設置しています。

当社は、2006年よりロンドン証券取引所に上場しているハンサード・グローバル・ピーエルシーの中核となる子会社です。

当社は、一般社団法人日本投資顧問業協会に加入しています。（2019年7月5日加入）

当社は、30年間にわたって顧客に革新的な貯蓄・投資商品を提供しております。

当社は、世界中に何千人という契約加入者に対するサービス提供者として、ハンサード・オンラインアカウントの開発に力をそそいでおり、契約加入者は、このハンサード・オンラインアカウントを通じて、契約を管理する際に必要となる契約情報及び取引にアクセスすることができます。

2025年1月31日現在、当社は、以下の金融商品の管理を行っています。

名称	資本償還契約
基本的性格	一時、随時又は定期的な資金拠出によるユニットリンク型契約であり、中長期にわたる一時金での給付金又は貯蓄の積立のために組成された商品です。
販売開始時期	当該商品（3商品）の販売開始時期： 2010年3月 2014年3月 2016年5月
純資産額	23,269百万円

（注）純資産額は日本国外で当社が現在提供しているユニット連動型資本償還契約商品の運用資産の総額です。

[次へ](#)

4 外国組合等の経理状況

1 中間財務諸表の作成方法について

本商品の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

また、本商品は、金融商品取引法第24条の5第3項の規定の適用を受け、金融商品取引法第24条の5第1項の表の第3号の上欄に掲げる区分に該当することから、財務諸表等規則第1編及び第4編の規定により第2種中間財務諸表を作成しております。

2 監査証明について

本商品は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間会計期間（2024年7月16日から2025年1月31日まで）の中間財務諸表について、太陽有限責任監査法人による中間監査を受けております。

(1) 資産及び負債の状況

中間貸借対照表

(単位：千円)

	当中間会計期間 (2025年1月31日)	
資産の部		
流動資産		
金融資産		5
流動資産合計		5
資産合計		5
負債の部		
流動負債		
流動負債合計		-
負債合計		-
純資産の部		
出資金	1	4
繰越累計利益		-
中間純利益		0
純資産合計		5
負債純資産合計		5

中間損益計算書

（単位：千円）

	当中間会計期間 (自2024年7月16日 至2025年1月31日)
投資損益	0
販売費及び一般管理費	1 0
営業利益	0
営業外費用	
為替差損	0
営業外費用合計	0
経常利益	0
中間純利益	0

注記事項

（重要な会計方針）

項目	
1．金融資産の評価基準及び評価方法	金融資産（注１）は売買目的有価証券に準じて取扱い、時価法（売却原価は総平均法により算定）を採用しております。
2．収益及び費用の計上基準	投資損益（注２） 投資損益は金融資産を構成する投資オプションそれぞれの持分から生ずる収益と損失を合算した金額を計上しております。 投資損益は、期中に行った取引の価額を計上した後の金融資産の金額と期末時に資産として計上されている金融資産の時価との差額として計算された金額です。
3．外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準	決算日の直物為替相場により円貨に換算しております。

（注１）「金融資産」は、本商品「グローバル・アクセス」が持分を有する投資オプションで構成されています。投資オプションは、ユニットファンドおよびデポジットファンドで構成され、営業者であるハンサード・インターナショナル・リミテッド（以下「HIL」といいます。）が契約加入者のために保有する外部投資ファンド（ユニットファンドの場合）およびデポジット口座（デポジットファンドの場合）の持分の価値を示すために、HILがそれぞれ資産保管会社および自社に設定する勘定上の仕組みであり、投資信託のような通常の独立したファンドではありません。しかしながら、投資オプションは、売買運用の目的及び体制は一般的なファンドと同様であり、契約加入者がHILに指図することにより、指定のユニット数及びその時点のユニット価格に基づいて任意に売買することが可能です。そのような運用目的及び運用体制を勘案し、それぞれの投資オプションは売買目的有価証券に準じた会計基準を適用しています。

（注２）契約加入者が指図したユニットファンドの売買損益とユニットファンドごとに紐付けられている外部投資ファンドの持分の売買損益は必ずしも一致しません。同様に、契約加入者が保有するユニットファンドの評価損益と外部投資ファンドの持分の評価損益も必ずしも一致しないため、ユニットファンドの投資損益は、外部投資ファンドの持分の売買による実現損益と持分の評価損益を区分せず表示しております。

（中間貸借対照表関係）

1 出資の口数に関する事項

	当中間会計期間 (2025年1月31日)
発行する出資口数の総数	該当事項はありません。
発行済み出資口数	該当事項はありません。

グローバル・アクセスは、各契約加入者が個別に指定する配分に基づき投資オプションのユニットで表示される外部投資ファンドおよびデポジット口座に連動する投資商品であり、契約はそれぞれで相違し、その結果、各契約加入者の持分も契約ごとに変動します。そのため、すべての契約加入者に共通する出資口を設定し、契約加入者の持分についてその口数による計算を行っていないため、該当事項はありません。

（中間損益計算書関係）

1 販売費及び一般管理費のうち主な費用及び金額は次の通りであります。

当中間会計期間 (自2024年7月16日 至2025年1月31日)	
契約管理費用	9千円
運用管理費用	9

（金融商品関係）**１．金融商品の時価等に関する事項**

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりであります。

当中間会計期間（2025年1月31日）

（単位：千円）

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
（１） 金融資産	5	5	-
資産計	5	5	-

（注１）金融商品時価開示適用指針第４項に従い、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものについては、記載を省略しております。

（注２）金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資産**（１）金融資産**

金融資産の時価は当該金融資産を構成する投資オプションと連動する外部投資ファンドおよびデポジット口座の関係金融機関等から提示された価格を基に算出されております。

２．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定に優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

当中間会計期間(2025年1月31日)

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金融資産				
売買目的有価証券				
その他	-	5	-	5
資産計	-	5	-	5

(2) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当中間会計期間(2025年1月31日)

該当事項はありません。

(有価証券関係)

1 . 金融資産

売買目的有価証券

(単位：千円)

	当中間会計期間 (2025年1月31日)
事業年度の損益に含まれた評価差額	0

（２）投資有価証券明細表等

投資株式明細表

該当事項はありません。

株式以外の投資有価証券等明細表

種別	ファンド名	地域	数量 (ユニット)	貸借対照表 計上額単価 (円)	貸借対照表 計上額金額 (千円)	投資 比率
その他	HIL モルガンスタンレー INV グローバル・ブランド（米ドル 建）	世界	0	18,619	0	6.0%
その他	HIL モルガンスタンレー INV グローバル・オポチュニティー （米ドル建）	世界	0	27,444	0	6.8%
その他	HIL ティーロウプライス世界成 長株（米ドル建）	世界	0	12,754	0	6.1%
その他	HIL バンガード世界株インデッ クス（米ドル建）	世界	0	8,655	0	6.1%
その他	HIL カナコードジェニユイティ 97.5% 株式パッシブ（米ドル 建）	世界	23	180	4	75.0%
合計			23	-	5	100.0%

投資不動産明細表

該当事項はありません。

その他投資資産明細表

該当事項はありません。

借入金明細表

該当事項はありません。

[次へ](#)

(2) その他の訂正

(注) 下線または傍線部は訂正箇所を示します。

第二部 発行者情報

第1 外国組合等の状況

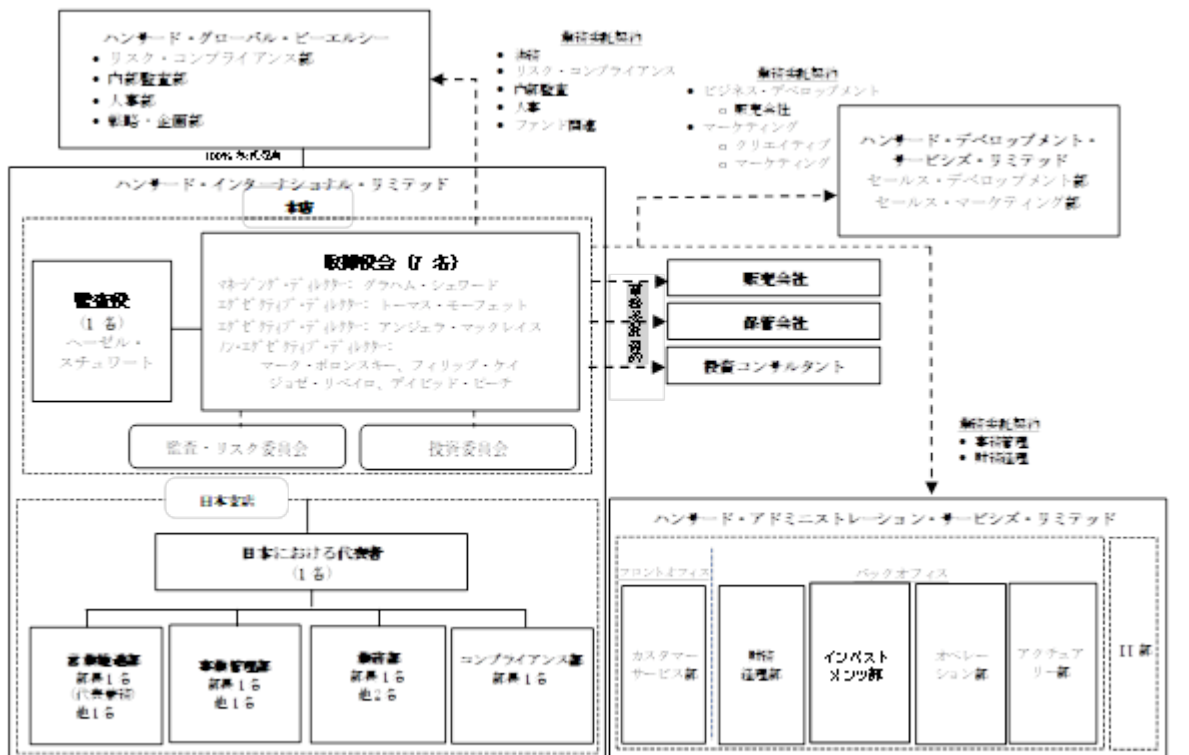
1 外国組合等の概況

(4) 外国組合等の仕組み

< 訂正前 >

外国組合等の仕組み

契約加入者は、当社とのみ、直接の契約上の関係を持ちます。以下の図は、当社と本契約の運営に関わる各関係会社の関係を示したものです。

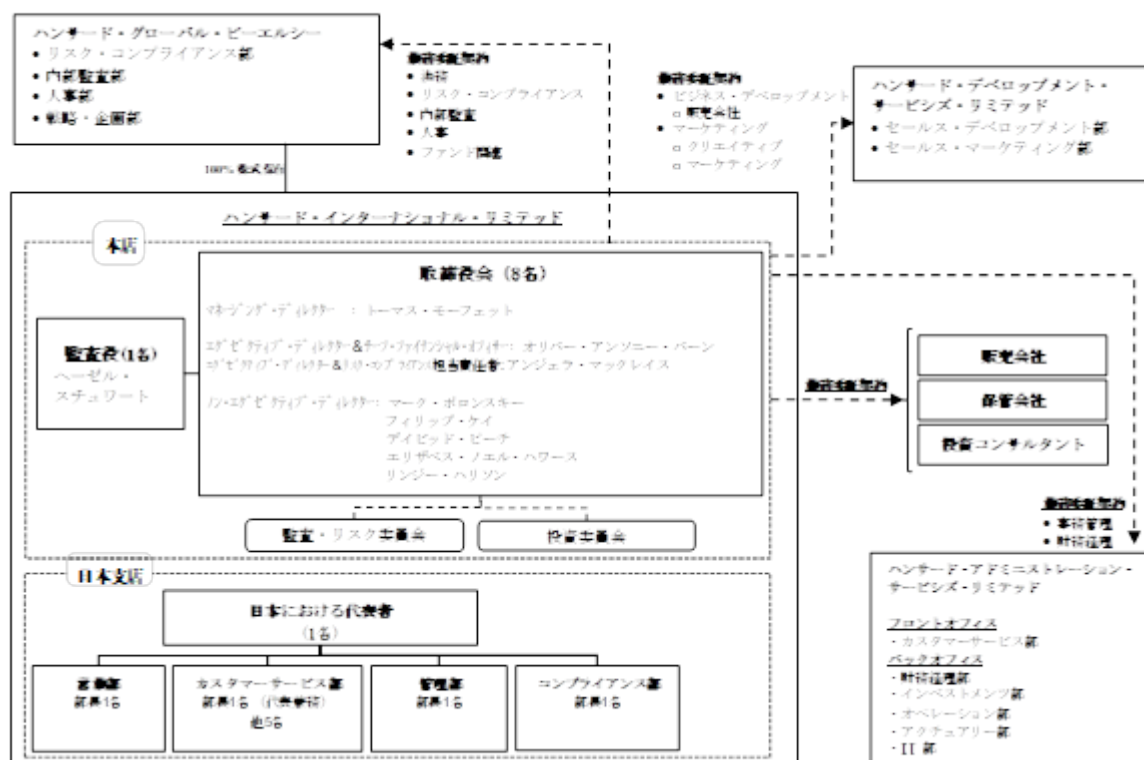


(後略)

<訂正後>

外国組合等の仕組み

契約加入者は、当社とのみ、直接の契約上の関係を持ちます。以下の図は、当社と本契約の運営に関わる各関係会社の関係を示したものです。



(後略)

2 投資方針

(1) 投資方針

< 訂正前 >

銘柄選定の方針

(イ) 投資オプションの選定

(中略)

本書提出日現在の当社の投資委員会のメンバーは、以下のとおりです。

氏名	役職	在職期間
<u>トーマス・モーフェット</u>	最高財務責任者	2023年4月17日より現職
エディ・クラーク	マネジャー（インベストメンツ部）	2006年9月19日より現職
アラン・カニー	グループ・チーフ・アクチュアリー	2024年5月28日より現職
アダム・ハッセイ	インベストメント・プロポジション・エグゼクティブ	2017年4月27日より現職
トニー・マントン	シニア・リポーティング・アクチュアリー	2018年1月30日より現職

(注)「投資委員会」とは、当社の取締役会から委譲された権限に基づき、外部投資ファンド候補を検討する組織内の機能をいいます。

(後略)

< 訂正後 >

銘柄選定の方針

(イ) 投資オプションの選定

(中略)

本書提出日現在の当社の投資委員会のメンバーは、以下のとおりです。

氏名	役職	在職期間
<u>オリバー・アンソニー・バーン</u>	チーフ・ファイナンシャル・オフィサー	2024年11月13日より現職
エディ・クラーク	マネジャー（インベストメンツ部）	2006年9月19日より現職
アラン・カニー	グループ・チーフ・アクチュアリー	2024年5月28日より現職
アダム・ハッセイ	インベストメント・プロポジション・エグゼクティブ	2017年4月27日より現職
トニー・マントン	シニア・リポーティング・アクチュアリー	2018年1月30日より現職

(注)「投資委員会」とは、当社の取締役会から委譲された権限に基づき、外部投資ファンド候補を検討する組織内の機能をいいます。

(後略)

(2) 投資対象

< 訂正前 >

(前略)

投資オプション (ユニットファンド)

(中略)

投資オプション名	HIL フィデリティ サステナブルアジア株 (米ドル建)
外部投資ファンド名	Fidelity Sustainable Asia Equity Fund
外部投資ファンドの国籍	ルクセンブルグ
外部投資ファンドの運用会社	フィデリティ (FILインベストメント・マネジメント・ルクセンブルグSA)
主な投資対象	株式
投資対象地域	アジア・太平洋地域 (日本、オーストラリアを除く)
リスク (一般的リスクに記載がないリスクがある場合)	—

(後略)

< 訂正後 >

(前略)

投資オプション (ユニットファンド)

(中略)

投資オプション名	HIL フィデリティ サステナブルアジア株 (米ドル建) (注)
外部投資ファンド名	Fidelity Sustainable Asia Equity Fund (注)
外部投資ファンドの国籍	ルクセンブルグ
外部投資ファンドの運用会社	フィデリティ (FILインベストメント・マネジメント・ルクセンブルグSA)
主な投資対象	株式
投資対象地域	アジア・太平洋地域 (日本、オーストラリアを除く)
リスク (一般的リスクに記載がないリスクがある場合)	—

(注) 2025年3月28日付で投資オプション名が「HIL フィデリティ アジア株ESG (米ドル建) 」に、外部投資ファンド名が「Fidelity Asia Equity ESG Fund」に、それぞれ名称変更されました。

(後略)

6 管理及び運営

（３）組合員の権利等

本邦における代理人

<訂正前>

森・濱田松本法律事務所

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

（中略）

なお、本契約の募集及び継続的な情報開示に関する関東財務局への届出代理人並びに金融庁長官に対する届出代理人は、以下の者です。

弁護士 三浦 健

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所

<訂正後>

森・濱田松本法律事務所外国法共同事業

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

（中略）

なお、本契約の募集及び継続的な情報開示に関する関東財務局への届出代理人並びに金融庁長官に対する届出代理人は、以下の者です。

弁護士 三浦 健

同 田井中 克之

同 白川 剛士

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所外国法共同事業

第2 関係法人の状況

2 その他の関係法人の概況

（１）名称、資本金の額及び事業の内容

ハンサード・デベロップメント・サービシズ・リミテッド

<訂正前>

（イ）名称

ハンサード・デベロップメント・サービシズ・リミテッド（Hansard Development Services Limited：以下「HDSL」といいます。）

（ロ）資本金の額

2023年6月30日現在、25,000英ポンド（約4.93百万円）

（ハ）事業の内容

（後略）

<訂正後>

（イ）名称

ハンサード・デベロップメント・サービシズ・リミテッド（Hansard Development Services Limited：以下「HDSL」といいます。）

（ロ）資本金の額

2023年6月30日現在、25,000英ポンド（約4.93百万円）

（注）英ポンド、米ドル及びユーロの円貨換算は、2024年4月30日現在の為替スプレッドレート（ブルームバーグ提供）1英ポンド＝197.13円、1米ドル＝157.80円、1ユーロ＝168.22円によります。本「2 その他の関係法人の概況」において同じです。

(ハ) 事業の内容

(後略)

販売会社

< 訂正前 >

販売会社は、日本国内における本商品の販売・取扱いを行います。

名称	G U A R D I A N J A P A N株式会社
資本金の額	30,000,000円
事業の内容	第二種金融商品取引業（関東財務局長（金商）第3415号） 金融商品取引法第2条第2項に規定された有価証券の日本における募集の取扱い等
取扱い投資 オプションの 一覧	(中略) HIL フィデリティ サステナブルアジア株（米ドル建） (中略)

< 訂正後 >

販売会社は、日本国内における本商品の販売・取扱いを行います。

名称	G U A R D I A N J A P A N株式会社
資本金の額	30,000,000円
事業の内容	第二種金融商品取引業（関東財務局長（金商）第3415号） 金融商品取引法第2条第2項に規定された有価証券の日本における募集の取扱い等
取扱い投資 オプションの 一覧	(中略) HIL フィデリティ サステナブルアジア株（米ドル建） <u>（注）</u> (中略)

（注）2025年3月28日付で「HIL フィデリティ アジア株ESG（米ドル建）」に名称変更されました。

第3 外国組合等の経理状況

2 外国組合等の現況

< 訂正前 >

該当事項はありません。

< 訂正後 >

純資産額計算書2025年1月31日現在

<u>資産総額</u> <u>(千円)</u>	<u>5</u>
<u>負債総額</u> <u>(千円)</u>	<u>二</u>
<u>純資産総額 (-)</u> <u>(千円)</u>	<u>5</u>
<u>発行済口数</u>	<u>該当事項はありません。</u>
<u>一口当たり純資産額 (/)</u>	<u>該当事項はありません。</u>

グローバル・アクセスは、各契約加入者が個別に指定する配分に基づき投資オプションのユニットで表示される外部投資ファンドおよびデポジット口座に連動する投資商品であり、契約はそれぞれで相違し、その結果、各契約加入者の持分も契約ごとに変動します。そのため、すべての契約加入者に共通する出資口を設定し、契約加入者の持分についてその口数による計算を行っていないため、該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年4月14日

ハンサード・インターナショナル・リミテッド

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 泉 淳 一指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山 村 幸 也

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「外国組合等の経理の状況」に掲げられている資本償還契約にかかる金融商品「グローバル・アクセス」の2024年7月16日から2025年6月30日までの第1期事業年度の中間会計期間（2024年7月16日から2025年1月31日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、重要な会計方針、その他の注記及び投資有価証券明細表等について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、資本償還契約にかかる金融商品「グローバル・アクセス」の2025年1月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2024年7月16日から2025年1月31日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注） 1 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2 XBRLデータは中間監査の対象には含まれておりません。